

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス費改定に伴う

主な変更点及び留意事項について（令和3年4月分）

1 変更点

(1) 単位数の変更

国の定める額を上限に全体的に単位数を変更しています。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増し経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、所定の単位数に1/1000を上乗せします。

(3) 同一建物について減算の適用を受ける場合の計算方法

これまでは、減算対応している合成サービスコードでの請求となっていましたが、令和3年4月からは、基本報酬のサービスコードと同一建物減算のサービスコードが別になっています。また、「区分支給限度額管理対象外」となるため、区分支給限度額の管理は「減算前」の単位数を用います。

2 令和3年4月以降の変更点に関する各サービスの留意事項

(1) 訪問介護相当サービス (A2)

① 新型コロナウイルス感染症への対応

加算コード「8310」を使用することで加算されます。

② 同一建物について減算の適用を受ける場合の計算方法

(例)

・サービスコード A2 2411 (訪問型独自サービスⅣ 4回)

268単位×4回=1072単位 (減算適用前)

・サービスコード A2 6001 (訪問型独自サービス同一建物減算)

1072単位×0.1=107.2→107単位減算

(2) 通所介護相当サービス (A6)

① 新型コロナウイルス感染症への対応

加算コード「8310」を使用することで加算されます。

② 同一建物について減算の適用を受ける場合の計算方法

訪問介護相当サービスと同様になりますが、国の定める算定構造では「1月につき」のサービスコードしか示されていませんので、今後変更の可能性があります。回数及び日割りによる同一建物減算を適用する請求では、従前通り合成サービスコードによる請求を行っていただき、区分支給限度額の管理上は減算前の単位数を用いるようにしてください。

(3) 訪問型サービス A (A3)

① 新型コロナウイルス感染症への対応

合計単位数に $1 / 1000$ を乗じたうえ、「1単位加算」「2単位加算」「3単位加算」の3つの加算コードから1つを選んで請求してください。

端数は四捨五入になりますが、その結果「0」になる場合は「1単位加算」になります。

(例)

・ サービスコード A3 1011 (訪問型サービス A3 月包括)

$2981 \text{ 単位} \times 1 / 1000 = 2.981 \text{ 単位} \rightarrow \underline{\underline{3 \text{ 単位加算}}}$

・ サービスコード A3 1009 (訪問型サービス A3 回数)

$229 \text{ 単位} \times 1 / 1000 = 0.229 \text{ 単位} \rightarrow \underline{\underline{1 \text{ 単位加算}}}$

② 同一建物について減算の適用を受ける場合の計算方法

従前通り合成サービスコードによる請求を行っていただき、区分支給限度額の管理上は減算前の単位数を用いるようにしてください。

(4) 通所型サービス A (A7)

① 新型コロナウイルス感染症への対応

訪問型サービス A と同様に計算してください。

② 同一建物について減算の適用を受ける場合の計算方法

従前通り合成サービスコードによる請求を行っていただき、区分支給限度額の管理上は減算前の単位数を用いるようにしてください。